# 東京大学病院教職員勤務時間、休暇等細則

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１８年　３月３０日
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２０年　３月２５日
改正　平成２１年　３月２６日
改正　平成２２年　３月２５日
改正　平成２３年　３月２８日
改正　平成２４年　３月２９日
改正　平成２５年　３月２８日
改正　平成２６年　３月２７日
改正　平成２７年　３月２６日
改正　平成２８年　３月２３日
改正　平成２８年１２月１５日
改正　平成３１年　３月２２日
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　４年　３月２４日
改正　令和　５年　３月２３日
改正　令和　６年　３月２１日
改正　令和　７年　３月２７日
改正　令和　８年　３月１９日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的）

第１条　この細則は、教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、東京大学病院教職員勤務時間、休暇等規則（以下「勤務時間等規則」という。）の細目を定めることを目的とする。

（出勤及び退勤の手続き）

第２条　教職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

（始業及び終業の時刻の変更）

第３条　勤務時間等規則第３条第１項に基づく始業及び終業の時刻並びに同規則第４条第２項及び第４項に基づく休憩時間及び勤務する者は、別表第１のとおりとする。

（休息時間の確保）

第３条の２　勤務時間等規則第１６条の規定の適用を受けない教職員（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証を有し診療に従事する者に限る。以下この条において同じ。）には、同規則第４条の２の規定による休息時間を確保するものとする。

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宿日直許可のある宿日直　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１６条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第２３条に規定する所轄労働基準監督署長の許可を受けたもの

二　宿日直許可のない宿日直　医療法第１６条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、

労働基準法施行規則第２３条に規定する所轄労働基準監督署長の許可を受けていないもの

３　教職員には、１日の勤務終了後から次の勤務開始までの継続して休息する時間（以下「休息時間」という。）を次の各号に定めるいずれかの方法により確保するものとする。

一　勤務の開始（兼業先の勤務を含み、事前に予定されたものに限る。以下同じ。）から２４時間を経過するまでに、９時間の継続した休息時間（宿日直許可のある宿日直に継続して９時間従事する場合を含む。）を確保すること。

二　勤務の開始から４６時間を経過するまでに、１８時間の継続した休息時間を確保すること（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。

４　前項の規定により確保することとした休息時間（以下「休息予定時間」という。）中、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（以下「緊急の業務」という。）に従事した場合においては、休息予定時間の終了後、当該緊急の業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、当該緊急の業務に従事した時間に相当する時間の休息時間（３０分単位とし、端数は切り上げるものとする。以下「代償休息」という。）を確保するものとする。

５　前項に規定する代償休息は、教職員の勤務状況に応じて、次の各号に定める順に方法を選択して確保するものとする。

一　緊急の業務に従事した直後の勤務の開始時間を繰り下げることにより、次の勤務開始までに、第３項第１号又は第２号に規定する継続した休息時間を確保すること。

二　所定の勤務時間内に休息時間を確保し、当該時間は勤務したものとみなすこと。

三　第３項第１号又は第２号に規定する時間を超えた休息時間を確保し、当該超えた時間を充当すること。

６　第３項の規定にかかわらず、教職員が継続してやむを得ず１５時間を超えることが予定された同一の業務に従事する場合において、当該業務に係る時間のうち１５時間を超える時間については、休息予定時間中に緊急の業務に従事した時間とみなし、当該業務に従事させることができる。この場合にあっては、当該業務の終了後次の勤務の開始までの間に、前項第１号又は第２号に規定する方法により代償休息を確保するものとする。

７　教職員が宿日直許可のある宿日直に従事している間、通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合は、当該宿日直に従事した後、当該業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、負担の程度に応じ、必要な休息時間を確保するよう配慮するものとする。

８　災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、本条に定める休息時間及び代償休息の確保を行わないことができるものとする。

（休日の振替）

第４条　業務上の必要により勤務時間等規則第９条に規定する休日に勤務を命じる場合は、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振替えることができる。

（代休）

第５条　前条による休日の振替ができない場合には、当該休日の代休を与えることができる。

２　前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

（勤務しないことの承認）

第６条　勤務時間等規則第１２条により承認を受けることができる場合は、次のとおりとする。

一　指定したレクリエーションへの参加を承認された場合

二　勤務時間内に勤務時間等規則第２５条に定める保健指導又は健康診査を受ける場合

三　勤務時間等規則第２６条第３項に定める通勤の緩和により勤務しない場合

四　別に指定する総合的な健康診査を受ける場合
五　自己啓発活動を行うため、特に認めた場合
六　その他特に必要と認めた場合

２　前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

（１ヶ月単位の変形労働時間制）

第７条　勤務時間等規則第１３条の規定により、診療部門、部、センター及び室に勤務する教職員（第８条に規定する教職員を除く）の勤務時間は、平成１６年４月１日を含む週の日曜日を起算日とする４週間単位の変形労働時間制によるものとし、４週間を平均して１週３８時間４５分以下とする。

２　各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は別表第１のとおりとし、各人ごとに定める勤務表により各４週間が始まる７日前までに通知するものとする。

３　休日は、４週間を通じて変形労働時間制を適用しない教職員と同日数とし、１週間においては少なくとも１日以上とする。

４　業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

第７条の２　勤務時間等規則第３０条の規定により、１ヶ月単位の変形労働時間制を実施する場合には、前条（第２項を除く）の規定を準用し、次の各号について別に定めたうえ、行うものとする。

一　始業終業時刻
二　勤務割表の作成手続及び周知方法等

（１年単位の変形労働時間制）

第８条　勤務時間等規則第１４条の規定により、看護部の３交替制適用部署に勤務する教職員（看護師長を除く）の勤務時間は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の４に定める協定を締結した場合、１年単位の変形労働時間制によるものとし、対象期間を平均して１週３８時間４５分以下とする。

２　各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は別表第１のとおりとし、各人ごとに定める勤務表により通知するものとする。

３　休日は、１週間においては少なくとも１日以上とし、各人ごとに定める勤務表により通知する。

４　業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

（年次有給休暇の日数）

第９条　他の国立大学法人等（東京大学病院教職員退職手当規則に定める在職期間が通算され、又は教職員としての在職期間とみなされる法人等に限る。）から引き続き教職員となった者の当該教職員となった日における年次有給休暇の日数については、当該法人等における同様の年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

（年次有給休暇の手続き）

第１０条　教職員は、勤務時間等規則第１８条の年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ所定の様式に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

２　勤務時間等規則第１９条の２の規定により、教職員に年次有給休暇を時季を定めて与える場合には、あらかじめ、同条の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該教職員に明らかにした

うえで、その時季について意見を聴取するものとする。

（病気休暇の手続き）

第１１条　教職員は、勤務時間等規則第２２条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　次に掲げる病気休暇の承認を受けようとする場合若しくは、次に掲げる病気休暇以外の病気休暇の承認を受けようとする場合において、大学法人から求められた場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類をすみやかに提出しなければならない。

一　連続する８日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が少ない場合は、その日数を考慮して別に定める期間）の病気休暇

二　請求に係る病気休暇の期間の初日前１月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して５日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

３　病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。

４　長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、大学法人が指定する書類を提出するとともに、産業医又は大学法人が指定する医師の診断に基づき、許可を受けなければならない。

（特別休暇）

第１２条　勤務時間等規則第２３条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一　教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

二　教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

三　教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として本院が認めた者を含む。以下同じ。）、父母、子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する子又は配偶者等の子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

四　教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年（１月１日からその年の１２月３１日までをいう。以下同じ。）において５日（大学法人が別に指定する活動にあっては、大学法人が別に指定する日数を加算した日数）の範囲内の期間

イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動

ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動

ハ　イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五　教職員が結婚等をする場合で、結婚式、旅行その他結婚等に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、結婚等の日の５日前の日から当該結婚等の日後１月を経過する日までの連続する５日の範囲内の期間

六　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

七　女性教職員が出産した場合　出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

八　生後１年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ３０分以内の期間（ただし、当該教職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）

九　教職員の配偶者等が出産する場合で、教職員が配偶者等の出産に伴い必要と認められる事由のため勤務しないことが相当であると認められるとき及び当該出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育する場合で、養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき１日または１時間を単位として教職員の配偶者等の出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間中の７日の範囲内の期間

十　小学校第３学年を終了する年の３月末までの子を養育する教職員が、その子の看護（負傷若しくは疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）、疾病予防の世話、感染症に伴う学級閉鎖等になった場合の世話又は入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１日又は１時間を単位として一の年において５日（その養育する小学校第３学年を終了する年の３月末までの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

十一　教職員が東京大学病院教職員休業規則（平成２６年３月２７日制定）第８条第１項に規定する要介護状態にある家族（同条第２項に定める対象家族をいう。）の介護又は世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１日又は１時間を単位として一の年において５日（要介護状態にある家族が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

十二　教職員の親族（別表第２の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　別表第２に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

十三　教職員が父母（配偶者等の父母を含む。）、配偶者等又は子の追悼のための特別な行事（当該親族の死亡後１５年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　１日の範囲内の期間

十四　教職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年における３日の範囲内の期間

十五　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき　連続する７日の範囲内の期間

イ　教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ　教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十六　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

十七　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

十八　教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　１日又は１時間を単位としての一の年において５日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

十九　その他、特に指定する日

２　前項（第１４号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。

（特別休暇の手続き）

第１３条　教職員は、特別休暇（前条第１項第６号及び第７号の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

２　前項の場合において、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

３　前条第１項第６号の申出は、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入して行わなければならない。

４　前条第１項第７号に掲げる場合に該当することとなった教職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

附　則

（施行期日）

１　この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

（休暇手続きの経過措置）

２　この細則の施行日の前日において、現に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第３３号）に基づき施行日以降にわたり年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けている場合は、この細則による申し出又は承認を受けたものとみなす。

勤務しないことの承認についても同様とする。

（休日の振替又は代休の適用）

３　この細則の施行日の前日以前に週休日又は休日に勤務した場合における第４条及び第５条の適用については、従前の振替又は代休の取扱による。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、改正後の第８条第１項の規定は、平成１８年３月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１２条第１項第２号の改正規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（病気休暇の手続の経過措置）

２　改正後の第１０条第２項の規定は、施行日以後に請求する病気休暇について適用する。この場合において施行日前に使用した病気休暇は、同項第２号の請求にかかる病気休暇の期間の初日前１月間における病気休暇に含まれないものとする。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表１（第３条関係、第７条第２項関係、及び第８条第２項関係）

①　教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）

備考　１　勤務時間等規則第４条第１項の規程により休憩時間を４５分とする教職員にあっては、終業及び休憩の時刻をそれぞれ１５分繰り下げた又は繰り上げた時刻とする。（以下⑩まで同じ。）

２　業務上の理由により特に必要がある場合は、あらかじめ病院長の承認を得て、この表に定めのない勤務態様の勤務を命ずることができる。（以下⑩まで同じ。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A0700 勤務 | 7:00～15:45 | 10:30～11:30 |
| A0730 勤務 | 7:30～16:15 | 11:00～12:00 |
| A0800 勤務 | 8:00～16:45 | 11:30～12:30 |
| A0830 勤務 | 8:30～17:15 | 12:00～13:00 |
| A0900 勤務 | 9:00～17:45 | 12:30～13:30 |
| A0930 勤務 | 9:30～18:15 | 13:00～14:00 |
| A1230 勤務 | 12:30～21:15 | 16:00～17:00 |
| A1300 勤務 | 13:00～21:45 | 16:30～17:30 |
| A1330 勤務 | 13:30～22:15 | 17:00～18:00 |
| A1400 勤務 | 14:00～22:45 | 17:30～18:30 |
| A1430 勤務 | 14:30～23:15 | 18:00～19:00 |
| A1500 勤務 | 15:00～23:45 | 18:30～19:30 |
| A1700 勤務 | 17:00～翌日 1:45 | 20:30～21:30 |
| A2200 勤務 | 22:00～翌日 6:45 | 1:30～2:30 |
| A2345 勤務 | 23:45～翌日 8:30 | 3:15～4:15 |
| B0700 勤務 | 7:00～20:00 | 11:00～11:45 |
| | | 15:30～16:00 |
| B0730 勤務 | 7:30～20:30 | 11:30～12:15 |
| | | 16:00～16:30 |
| B0800 勤務 | 8:00～21:00 | 12:00～12:45 |
| | | 16:30～17:00 |
| B0830 勤務 | 8:30～21:30 | 12:30～13:15 |
| | | 17:00～17:30 |
| B0900 勤務 | 9:00～22:00 | 13:00～13:45 |
| | | 17:30～18:00 |
| B0930 勤務 | 9:30～22:30 | 13:30～14:15 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 18:00～18:30 |
| B2000 勤務 | 20:00～翌日 9:00 | 0:00～0:45 |
| | | 4:30～5:00 |
| C1500 勤務 | 15:00～翌日 8:30 | 19:00～20:00 |
| | | 1:00～2:00 |
| C1630 勤務 | 16:30～翌日 10:00 | 20:30～21:30 |
| | | 2:30～3:30 |
| C1700 勤務 | 17:00～翌日 10:30 | 21:00～22:00 |
| | | 3:00～4:00 |
| C1930 勤務 | 19:30～翌日 13:00 | 23:30～0:30 |
| | | 5:30～6:30 |
| D0700 勤務 | 7:00～10:45 | － |
| D0730 勤務 | 7:30～11:15 | － |
| D0800 勤務 | 8:00～11:45 | － |
| D0815 勤務 | 8:15～12:00 | － |
| D0830 勤務 | 8:30～12:15 | － |
| D0900 勤務 | 9:00～12:45 | － |
| D1300 勤務 | 13:00～16:45 | － |
| D1315 勤務 | 13:15～17:00 | － |
| D1330 勤務 | 13:30～17:15 | － |
| D1400 勤務 | 14:00～17:45 | － |
| D1430 勤務 | 14:30～18:15 | － |
| E0700 勤務 | 7:00～11:00 | － |
| E0730 勤務 | 7:30～11:30 | － |
| E0800 勤務 | 8:00～12:00 | － |
| E0815 勤務 | 8:15～12:15 | － |
| E0830 勤務 | 8:30～12:30 | － |
| E0900 勤務 | 9:00～13:00 | － |
| E1300 勤務 | 13:00～17:00 | － |
| E1315 勤務 | 13:15～17:15 | － |
| E1330 勤務 | 13:30～17:30 | － |
| E1400 勤務 | 14:00～18:00 | － |
| E1430 勤務 | 14:30～18:30 | － |
| F0700 勤務 | 7:00～10:45 | － |
| | 18:00～22:00 | |

| | | |
|---|---|---|
| F0730 勤務 | 7:30～11:15 | ― |
| | 18:00～22:00 | |
| F0800 勤務 | 8:00～11:45 | ― |
| | 18:00～22:00 | |
| F0830 勤務 | 8:30～12:15 | ― |
| | 18:00～22:00 | |
| G0700 勤務 | 7:00～19:45 | 11:00～11:45 |
| | | 15:30～16:00 |
| G0730 勤務 | 7:30～20:15 | 11:30～12:15 |
| | | 16:00～16:30 |
| G0800 勤務 | 8:00～20:45 | 12:00～12:45 |
| | | 16:30～17:00 |
| G0830 勤務 | 8:30～21:15 | 12:30～13:15 |
| | | 17:00～17:30 |
| G0900 勤務 | 9:00～21:45 | 13:00～13:45 |
| | | 17:30～18:00 |
| G0930 勤務 | 9:30～22:15 | 13:30～14:15 |
| | | 18:00～18:30 |
| G2000 勤務 | 20:00～翌日 8:45 | 0:00～0:45 |
| | | 4:30～5:00 |
| H0700 勤務 | 7:00～翌日 9:00 | 11:00～11:45 |
| | | 18:00～19:00 |
| | | 1:30～2:30 |
| H0730 勤務 | 7:30～翌日 9:30 | 11:30～12:15 |
| | | 18:30～19:30 |
| | | 2:00～3:00 |
| H0800 勤務 | 8:00～翌日 10:00 | 12:00～12:45 |
| | | 19:00～20:00 |
| | | 2:30～3:30 |
| H0830 勤務 | 8:30～翌日 10:30 | 12:30～13:15 |
| | | 19:30～20:30 |
| | | 3:00～4:00 |
| H0900 勤務 | 9:00～翌日 11:00 | 13:00～13:45 |
| | | 20:00～21:00 |
| | | 3:30～4:30 |

| | | |
|---|---|---|
| H0930 勤務 | 9:30～翌日 11:30 | 13:30～14:15 |
| | | 20:30～21:30 |
| | | 4:00～5:00 |

② 検査部、輸血部、病理部及び感染制御部に勤務する教職員（教員を除く。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8:30～17:15 | 12:30～13:30 |
| B 勤務 | 7:30～16:15 | 11:30～12:30 |
| C 勤務 | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| D 勤務 | 9:00～17:45 | 13:00～14:00 |
| E 勤務 | 9:30～18:15 | 13:30～14:30 |
| F 勤務 | 17:15～翌日 0:30<br>翌日 7:00～翌日 8:30 | 20:45～21:45 |
| G 勤務 | 0:00～8:45 | 5:00～6:00 |
| H 勤務 | 11:15～20:00 | 15:15～16:15 |
| I 勤務 | 13:15～22:00 | 17:15～18:15 |
| 16 勤務 A | 15:45～翌日 8:30 | 0:00～1:15 |
| 16 勤務 B | 17:15～翌日 10:00 | 0:00～1:15 |
| J 勤務 | 7:00～15:45 | 11:00～12:00 |
| K 勤務 | 8:30～12:30 | ― |
| L 勤務 | 8:15～17:00 | 12:00～13:00 |
| 12 勤務 A | 8:30～21:00 | 12:30～13:30 |
| 12 勤務 B | 7:30～20:00 | 11:30～12:30 |

③ 薬剤部、事務部、予防医学センター、臨床研究推進センター及び早期・探索開発推進室に勤務する教職員

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A勤務 | 8:30～17:15 | ①11:30～12:30<br>②12:00～13:00<br>③12:30～13:30 |
| B勤務 | 15:30～翌日 8:45 | ①1:00～2:45<br>②2:30～4:15 |
| C勤務 | 7:00～15:45 | 11:00～12:00 |
| D勤務 | 7:30～16:15 | 11:30～12:30 |
| E勤務 | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| F勤務 | 9:00～17:45 | 13:00～14:00 |

| | | |
|---|---|---|
| G勤務 | 9:30～18:15 | 13:30～14:30 |
| H勤務 | 10:00～18:45 | 14:00～15:00 |
| Ｉ勤務 | 10:30～19:15 | 14:30～15:30 |
| Ｊ勤務 | 11:00～19:45 | 15:00～16:00 |
| K勤務 | 11:30～20:15 | 15:30～16:30 |
| Ｌ勤務 | 12:00～20:45 | 16:00～17:00 |
| M勤務 | 12:30～21:15 | 16:30～17:30 |
| N勤務 | 13:00～21:45 | 17:00～18:00 |
| O勤務 | 8:15～17:00 | 12:00～13:00 |

④　放射線部に勤務する教職員（教員を除く。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8:30～17:15 | 12:15～13:15 |
| B 勤務 | 16:00～翌日 8:45 | 0:00～1:15 |
| C 勤務 | 16:00～翌日 8:45 | 1:00～2:15 |
| D 勤務 | 7:00～15:45 | 11:00～12:00 |
| E 勤務 | 11:30～20:15 | 15:30～16:30 |
| F 勤務 | 7:30～16:15 | 11:15～12:15 |
| G 勤務 | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| H 勤務 | 9:00～17:45 | 12:30～13:30 |
| Ｉ勤務 | 9:30～18:15 | 13:00～14:00 |
| Ｊ勤務 | 10:00～18:45 | 13:00～14:00 |
| K 勤務 | 10:30～19:15 | 14:30～15:30 |
| L 勤務 | 11:00～19:45 | 15:00～16:00 |
| M 勤務 | 12:00～20:45 | 16:00～17:00 |
| N 勤務 | 12:30～21:15 | 16:30～17:30 |
| O 勤務 | 13:00～21:45 | 17:00～18:00 |
| P 勤務 | 16:00～翌日 8:45 | 22:45～0:00 |

⑤　看護部に勤務する教職員

| 勤務態様 | | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|---|
| 日勤 | 日勤A | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| | 日勤B | 8:00～15:15 | 11:30～12:30 |
| | 日勤C | 11:30～20:15 | 15:30～16:30 |
| | 日勤D | 7:30～16:15 | 11:30～12:30 |
| | 日勤E | 9:30～18:15 | 13:30～14:30 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 日勤F | 10:30～19:15 | 14:30～15:30 |
| | 日勤（共通・外来） | 8:30～17:15 | 12:15～13:15 |
| 準夜 | 準夜A | 15:30～22:45 | 19:00～20:00 |
| | 準夜B | 14:00～22:45 | 18:00～19:00 |
| 深夜 | 22:00～翌日 8:45 | | 2:00～2:45<br>5:00～5:45 |
| 夜勤 | 15:30～翌日 9:00 | | 19:30～20:00<br>23:45～0:30<br>4:30～5:15 |

⑥　臨床工学部及び材料管理部に勤務する教職員（教員を除く。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A勤務 | 8:00～16:45 | 12:00～13:00 |
| B勤務 | 16:30～翌日 9:00 | 0:00～1:00 |
| C勤務 | 7:30～16:15 | 12:00～13:00 |
| D勤務 | 7:00～15:45 | 11:00～12:00 |
| E勤務 | 10:00～18:45 | 14:00～15:00 |

⑦　病態栄養治療センターに勤務する教職員

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8：30～17：15 | 12：00～13：00 |
| B 勤務 | 9：00～17：45 | 12：00～13：00 |
| C 勤務 | 10：30～19：15 | 14：00～15：00 |
| D 勤務 | 7：30～16：15 | 12：00～13：00 |
| E 勤務 | 12：45～21：30 | 17：00～18：00 |

⑧　リハビリテーション部に勤務する教職員（教員を除く。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8：30～17：15 | 12：00～13：00 |
| B 勤務 | 7：30～16：15 | 11：15～12：15 |
| C 勤務 | 8：45～17：30 | 12：00～13：00 |
| D 勤務 | 9：00～17：45 | 12：00～13：00 |
| E 勤務 | 8：00～16：45 | 12：00～13：00 |

⑨　眼科に勤務する教職員(教員を除く。)

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8：30～17：15 | 12：00～13：00 |
| B 勤務 | 9：00～17：45 | 12：30～13：30 |

⑩　救急・集中治療科に勤務する教職員（教員を除く。）

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8:30～17:15 | 12:00～13:00 |
| B 勤務 | 7:45～16:30 | 11:30～12:30 |
| C 勤務 | 9:15～18:00 | 12:00～13:00 |
| D 勤務 | 10:15～19:00 | 13:00～14:00 |
| E 勤務 | 11:15～20:00 | 16:00～17:00 |
| F 勤務 | 12:15～21:00 | 17:00～18:00 |
| G 勤務 | 13:15～22:00 | 18:00～19:00 |
| H 勤務 | 14:15～23:00 | 19:00～20:00 |
| I 勤務 | 16:15～翌日 9:00 | 0:00～1:15 |

⑪　その他特に定めのない教職員

| 勤務態様 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---|---|---|
| A 勤務 | 8：30～17：15 | 12：00～13：00 |

別表第２（第１２条第１項第１２号関係）

| 親　族 | 日　数 |
|---|---|
| 配偶者等 | ７日 |
| 父母 | ７日 |
| 子（配偶者等の子を除く） | ５日 |
| 祖父母 | ３日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては７日） |
| 孫 | １日 |
| 兄弟姉妹 | ３日 |
| おじ又はおば | １日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては７日） |
| 父母の配偶者又は配偶者等の父母 | ３日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては７日） |
| 子の配偶者又は配偶者等の子 | １日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては５日） |
| 祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母 | １日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては３日） |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹 | １日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては３日） |
| おじ又はおばの配偶者 | １日 |